# 障害者基本法改正の概要案(DPI日本会議試案VOL. 3)

# 改正が必要な理由

※日本身体障害者団体連合会・全国手をつなぐ育成会・全国精神保健福祉会連合会・全日本ろうあ連盟 日本盲人会連合・全国肢体不自由児者父母の会連合会・全国身体障害者施設協議会等の意見を反映

- ①障害者権利条約批准後を踏まえ、さらに条約内容を反映させる必要性
- ②附則において3年後見直し規定があるが、すでに8年が経過
- ③前回の法改正で、積み残しされた課題について条文化が必要
- ④2011年以降に新設、改正された他法に合わせ整合性をとる必要性…etc

# 1. 総則

# 改正のポイント

- ①「可能な限り」を削除。国会答弁では「可能な限りとは、最大限努力すること」を確認しているが、理念法には必要なし
- ②「差別」「合理的配慮」の定義を明記。「虐待」「ハラスメント(侮蔑やいじめ等精神的・身体的苦痛)」の禁止について新たに追記
- ③「制度の谷間」を作らない包括的な「障害者」の定義へ(周期的、断続的なものを含む)を追記
- ④身近な場所で医療、介護が受けられるよう、「地域生活支援」を追記
- ⑤障害女性への複合差別の解消に向け適切な措置が取られるよう、新たに「障害のある女性」条文を新設
- ⑥きめ細やかな制度施策立案のため、新たに「統計及びデータ収集」条文を新設

# Ⅱ. 基本的な施策

- ①障害の有無に関わらず分離されない教育を実現するため、「合理的配慮の提供」を明記。また高等教育、成人教育および生涯教育にお いても差別なしに受けられることを明記
- ②精神障害者への偏見差別が根強いことから重点施策として条文を新設
- ③「相談条項」から「権利擁護」「意思決定支援」に発展充実へ
- ④手話、要約、点字、字幕、ピクトグラム等、個々の障害に合わせた情報のバリアフリー化を明記

## Ⅲ. 推進体制

- ①障害者政策委員会に条約監視機能を明文化し、強化
- ②障害種別・性別等に配慮した委員構成とする旨を追記
- ③市町村における合議機関設置を義務化

# さらなる障害者施策全般の底上げへ

# いますぐ、障害者基本法の改正が必要です!

~障害者基本法改正から障害者差別解消法、虐待防止法の見直しへ~

DPI(障害者インターナショナル)日本会議

★改正案の具体的な内容については、『権利条約の時代にふさわしい基本法を一障害者基本法改正テキスト』 (DPI 日本会議、書籍コーナーにて販売)を参照下さい。

## I. 総則について

※「可能な限り」を削除し、「地域生活支援」を明確に打ち出してください。

#### ① 施設から出たい!みんなと同じように生活したい!~叶えられなかったささやかな夢~

Aさんは、3歳の時に、両親の離婚により、入所施設へ措置入所させられました。ある日、自分より障害が重いBさんが、施設訪問に来ました。話を聞くとBさんは、ヘルパー制度を利用して、アパートで独り暮らし</u>をしているとのこと。その話を聞いてAさんは、驚き、自分も一人暮らしをしてみたいと思うようになりました。しかし、Aさんは、進行性の障害があり、呼吸器も必要とすることから、施設の介護職員や相談員、親など、猛反対に合い、一度も施設から出ることなく、ささやかな希望もかなわないまま、30代という人生を終えることになりました。もし、身近な地域で医療的ケアや介護が受けることができたらと思うと悔やまれます。(A県 30代 男性 筋ジストロフィー)

第4期A県障害福祉計画(H27~H29)では、国の基本指針に即して、地域生活移行者の目標値を1,117 人と設定したが、実績は115人と大幅に目標を下回る結果となっており、地域生活支援のための基盤整備が急がれます。

#### 【日本の現状と課題】

脱施設・地域移行政策を進めている他の先進国に比べて、非常に遅れています。現在も20万人ほどの障害者が施設に入所しており、待機者も多数存在します。また、精神科病床における入院患者数は29万人にのぼり、そのうちの17万人は一年以上入院しています。入院の必要がないにもかかわらず地域に戻れなくなっている障害者も多数。こうした状況では地域生活の原則を明確に規定する必要があります。

※基本法に「関連、間接差別」「合理的配慮」とは、なにかを規定してください。

#### ② 現在も後を絶たない、盲導犬への差別、無理解、偏見による入店、宿泊拒否

A さんとB さんは、<u>夫婦で目が不自由ですが、盲導犬と共に生活</u>しています。普段から<u>夫婦での外出</u>に不安があり消極的でしたが、勇気を出して、30年ぶりに夫婦で旅行しようと思い旅館を予約しました。

当初空き部屋があるとの回答でしたが、**盲導犬を 1 頭連れていく**と言ったとたんに**断られました。**理由を聞くと「<u>畳や障子を傷つけられたら困るし、世話もできない」というのです。そこで、「犬用の食餌や容器、マットなども持って行きますし、ノミもいません。盲導犬は家族であり、かけがえのない私たちの目なのです。」と説明をしましたが、<u>受け入れてもらえませんでした</u>。AさんBさん夫婦は、「<u>視覚障</u>害者は街に出てはいけない存在なんだ」と大きく落胆してしまいました。(B県 60代 視覚障害夫婦)</u>

#### 【日本の現状と課題】

法律施行後の2年目にあたる2017年4月1日から現在(2018年2月)までの期間に、同法が禁止している差別的な扱い(入店拒否など)に遭ったことがあるかを聞いたところ、119人中75人(63%)が「ある」と答えがありました。「飲食店(居酒屋、喫茶店含む)」で入店拒否されたケースが78.7%と最も多かったです。次いで「タクシー(運転手)」が28%、「宿泊施設(ホテル、旅館)」が21.3%にのぼりました(2018年 公益財団法人アイメイト協会調査より)。

このように、障害を直接の理由にしていなくても、障害に関連する「介助犬」「車いす」等を理由に した利用・入店拒否は、差別解消法施行から2年が経過した時点でも未だにあとを絶ちません。基本法で、 まずなにが差別に当たるかを明確にする必要があります。

#### ※「虐待」「ハラスメント」の禁止を明確に打ち出してください。

#### ③ 絶対に許せない!、教師という立場を利用した、悪質な虐待事件

2018 年 9 月、某地元テレビ局で、投稿されたある動画がニュース内で放送されました。それは、名古屋市立天白養護学校(天白区)で、50 歳代の男性教諭が、生徒のA君の太ももを蹴り、足を踏むなどの体罰を行っている衝撃的な映像でした。そのほか、「チビ」「デブ」などと暴言を吐いたほか、バットで床をたたくなど威圧的な指導をしていました。被害児童A君は、発達障害があり、言葉での表現ができない子供でした。A君のお母さんは、「映像を見るまで知らなかった。学校や先生を信じていたのに、こんなことが起きているなんて。話すことができない自分の子供を守ってやれなかった自分が情けない」と涙ながらに訴えていました。市教委は障害者団体との懇談で、「指導の延長による行き過ぎてしまったもの」と説明し、虐待とは認めませんでした。(C県 10代 男性 発達障害)

#### 【日本の現状と課題】

現在の障害者虐待防止法では、学校、病院は通報義務から除外されています。このケースにおいては、内部告発者(たぶん、学校関係者)が見かねて、動画を撮影し、テレビ局へ投稿されたものと推測されます。しかも、被害児童は、発達障害があり、言葉での表現ができない子供ですので、この内部告発がなければ、問題が発覚することは、ありませんでした。2016年度に大阪府立難波支援学校で、男性教諭が重度の知的障害がある生徒に何度も暴行・暴言による虐待を繰り返していたことが発覚しており、精神科病院では病院職員が入院患者に暴行を加え死亡させた「石郷岡病院事件」も起きています。このように繰り返される同様の問題に早急な法整備が求められます。

#### ※柔軟に制度利用ができるよう、「障害者」の定義を幅広くしてください。

#### ④ 体調が良いときと悪いとき、大きく変化することも ~周囲にも理解してほしい~

Aさんは、生まれつきの難病を抱えて生活しています。体調がよいときは、職場では、他の人よりも仕事をバリバリこなす。Aさん。外見では難病があるとは、わかりません。なんとか治療や薬で体調をコントロールしていますが、どうしても体調が悪くなることもしばしば。病院に行けば落ち着くのですが、病気のことで学生時代「いじめ」にあった嫌な経験を思い出すと、会社の上司や同僚に病気のことを相談することもできませんでした。ある日、医師から「病気が進行しており入院しないと生命に関わる」と診断され、やむなく上司に相談したAさん。すると上司は「君が病気のことを隠していたから、自己責任だ、自己都合で退職してくれ」と告げられ、誰にも相談できず辞表を書き退職することに、精神的にも金銭的にも追い詰められてしまいました。(D県 30代 男性 進行性難病)

#### 【日本の現状と課題】

難病をもつ人の多くは、自分が障害者として認められていることを知りません。そのため、職場で合理的配慮を求める(相談する)ことができないばかりか、病気であることを周囲に知られると解雇されてしまうことを恐れて、病気を隠しながら働いている人がたくさんいます。体調が良くなったり悪くなったりする難病の人も障害者であるという理解を広めるための定義改正が必要です。

<u>※新たに「障害のある女性」条文を新設し、障害女性への複合差別の解消に向けた取り組</u> みを行ってください。

#### ⑤障害女性の DV 相談件数激増、非障害女性の 8 倍 ~障害女性の「二重」の苦しみ~

幸せな結婚生活を送っていたAさん。ある日、突然倒れ意識不明になりました。原因は<u>脳梗塞</u>との診断、数日後なんとか意識を取り戻しましたが、車いすの生活になってしまいました。はじめは、結婚相手も看病していましたが、「家事もできない役立たず」等という言葉の暴力がはじまり、次第に身体的暴力にエスカレートしていきました。暴力がひどくなり、入院することも、近所からの警察への通報も重なり、行政措置によるDV被害者として保護されることになりました。ところが、DVシェルターは車いす対応になっておらず、建物にすら入ることができません。そのため、市外のグループホームを転々とすることになってしまいました。なんとか離婚はできたものの、いつ元配偶者が現れ、暴力を振るわれるかを、おびえながら恐怖の毎日を送っています。(E県 30代 女性 脳梗塞による半身麻痺)

#### 【日本の現状と課題】

2016年の内閣府調査によると、障害女性のDV相談件数は2013年度と比べ37%も増えており、障害のない女性に比べ約8倍の増加率となっています。知的障害のある女性・少女が金銭的・性的に搾取される事例や、発達障害のある女性がコミュニケーションのすれ違いから暴力を受けてしまう事例も増えている。さらに、車いすの女性が保護を求めてシェルターに行ったが、バリアフリーでないために断られるなどの事例も発生しており、問題は深刻であり、早急な取り組みが必要です。

### Ⅱ. 基本的な施策

※「相談条項」をさらに発展させ、障害がある本人の意思が尊重される「権利擁護」「意思 決定支援」の仕組みを充実してください。

#### ① 発達障害を理由に、本人の意思は大事にされませんでした。

Aさんは自閉症です。はい、いいえ、好き、嫌いなどははっきり言います。お母さんと二人暮らしでしたが、お母さんが、ある日倒れてしまいました。遠くの親戚のおじさんが来て、役所や相談支援センターの人と相談して、Aさんの施設入所を決めました。同じ障害がある仲間が、Aさんを助けようとしました。Aさんは、自分の住んでるB町とC施設、どっちがいい?と聞かれたとき、「B町!」とはっきり答えました。しかし、おじさんと役所と相談支援センターは、Aさんの意思を無視して、C施設へ入所させました。Aさん本人の意思は大事にされませんでした。Aさんが住んでいた、B町の家は処分され、Aさんはそれ以来ずっとC施設です。わたしたち(発達障害のある人)のことを助けてくれる人が、本当に少ないです。(F県 30代 女性 発達障害)

#### 【日本の現状と課題】

権利擁護、意思決定支援の仕組みは、知的障害や発達障害がある人の地域生活には必要不可欠です。 そのため、現在の「相談条項」を発展させることで、障害がある人本人の意思が尊重される仕組み作り が急がれます。

<u>※手話、文字通訳、点字、字幕、ピクトグラム等、個々の障害に合わせた情報のバリアフリー化の取り組みを、さらに強化してください。</u>

#### ②「聞こえない」避難生活 ~パン1個ももらえなかった、ろうの家族~

2016 年 4 月 16 日、<u>熊本市在住の A さん家族を震度 6 の大地震</u>が襲いました。妻、長男(当時 13 歳)と、<u>3 人は本震後に近所の高校へ、なんとか避難</u>することができました。しかし、<u>A さん家族は全員がろう者。避難所での案内は、すべて「音声による放送」</u>だけでした。そのため <u>A さん家族は、食料配布の時間や場所といったものが理解できず</u>、家族のだれ一人としてパン一個ももらえず途方にくれました。自分たちで、営業しているコンビニやスーパーをなんとか探し回り、<u>食料を確保</u>するしかありませんでした。(熊本県 40 代 男性 聴覚障害)

#### 【日本の現状と課題】

だれもが平等に安心して、多様な手段で情報を受け取ること仕組みが必要です。特に人命を左右する 災害時に障害者が情報を得られるようにするためにも、平時から情報のバリアフリー化を進める必要が あります。

# Ⅲ. 推進体制

<u>※障害者政策委員会は条約監視機能を持たせるよう明文化し、障害種別・性別等に配慮し</u>た委員構成としてください。

# 基本法改正・差別解消法見直しを!

詳しくは、こちらの書籍を

「権利条約の時代にふさわしい基本法を!-障害者基本法改正テキスト」(DPI)



「障害者が街を歩けば 差別に当たる?!」(DPI)

